

札幌市 子どもの権利救済機関 子どもアシストセンター救済委員
杉浦 郁子さんにお話を伺いました。

今般発表された、文部科学省の調査では、全国の学校が把握した昨年度のいじめの件数が、初めて60万件を超え、また、不登校の子どもはおよそ18万人と、暴力行為を含め過去最多となったことがわかりました。

札幌市子どもアシストセンターでは、札幌市におすまいの18歳未満の子どもに関する、“仲間はずれにされている”、“学校に行きたくない”などといった、幅広い内容の相談に応じ、助言や支援を行っています。

Q 子どもアシストセンターは、どのようなところですか？

札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンターは、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（通称「子どもの権利条例」）」に基づき、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを救済するため、平成21年4月に設置された公的第三者機関です。

子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害からの「救済の申立て」等に基づき、その子どもの最善の利益の実現を図るため、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行っています。

* * * * *

Q 子どもアシストセンターには、どのようなスタッフがいますか？

子どもアシストセンターには、7名の相談員、3名の調査員、2名の救済委員がいます。

相談員・・・ 相談業務や、施設・教育関係の業務など、様々な経験を持つ相談員が、一つひとつの相談に親身になって丁寧に対応しています。

調査員・・・ 学校などほかの機関に働きかけて、子どもに関するトラブルの解決のために、当事者双方への聞き取りや調整などを行います。

救済委員・・・ 子どもアシストセンターのまとめ役として、専門的な立場から、寄せられる相談の内容を検討して、調査員や相談員に指示や助言を行い、また、事案に対する最終判断を行います。

* * * * *

Q 実際に、どういう方から、どのような内容の相談がありますか？

札幌市に住む 18 歳未満 (18 歳又は 19 歳であっても、高校生など 18 歳未満の子どもと同じような環境にある場合は対象となります。) の子どもに関することが対象です。

対象の子どもに関することであれば、子ども本人でも保護者などの大人でも、誰でも相談ができます。

相談内容は、いじめや暴力など子どもの権利侵害に関するものだけでなく、友人関係や学校生活、親子関係なども含めた様々な悩みの相談を広く受けています。

* * * * *

Q 相談でも解決しないとき、子どもアシストセンターでは、どのように対応するのでしょうか？

相談だけでは問題の解決が難しい場合、救済委員に「救済の申立て」を行うことができます。

「救済の申立て」を受けて子どもアシストセンターは、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のために双方の話を聞き、当事者への働きかけや仲介などを行う、調査・調整活動を行います。調査・調整活動では、当事者同士の相互理解を深め、何が子どもにとって最善の利益であるかを関係者が共有し、子どもを支援できるようにすることを目的に活動しています。

* * * * *

Q 最後に、悩んでいる方々へのメッセージをお願いします。

コロナ禍で、以前は当たり前だった日常生活が様変わりし、ストレスを抱えている子どもや保護者が増えていると感じます。子どもアシストセンターでは、相談したい人が相談しやすい体制を整えてお待ちしています。子どもアシストセンターは、平日の夜や土曜日でも、電話・メール・面接での相談を行うことができ、子どもはLINEでも相談できます。相談は匿名でも大丈夫ですし、相談内容が漏れることもありません。悩んでいる子どもや保護者の方は、ぜひ一歩踏み出す勇気をもって、相談してください。

* * * * *

札幌市子どもの権利救済機関 子どもアシストセンターへのご相談は・・・

札幌市に住んでいる、子どものことが対象です。札幌市外に住んでいる子どもでも、市内の施設や学校で起きたことであれば、相談することができます。

17歳までの方が対象ですが、18歳になっても高校生などからは相談を受けます。

☎0120-66-3783 (子ども専用、通話料無料)

☎011-211-3783 (大人専用)

LINE (子ども専用) 「札幌市子どもアシストセンター」を友だち登録してください。

Email assist@city.sapporo.jp

HP <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist/>

開所時間 月曜～金曜 10:00～20:00 土曜 10:00～16:00